

平成27年8月17日付津山市水道事業公告第17号（事後審査型制限付き一般競争入札の実施）（久米第1汚水その4に伴う配水管移設工事）の入札に参加できる者に必要な資格要件，3設計図書の交付等及び4入札参加表明を次のように変更する。

津山市長 宮地 昭 範

2 入札に参加できる者に必要な資格要件

市内外業者区分	水道施設工事における平成27年度の入札参加資格を有する者のうち、市内業者であること。
電子入札	質問締切日時（平成27年8月24日 午後5時15分）までに、津山市へ「おかやま電子入札共同利用システム自治体別利用届」を提出していること。
建設業の許可	水道施設工事に係る建設業の許可を受けていること。
対象ランク	A・Bランク（ただし、津山市内の上水道関連団体に加入していること。） 〔なお、市内登録業者のランクは、津山市水道局ホームページに掲載している〕 ので、参照のこと。
下水道工事に係る特殊条件	津山市が執行する次の入札の落札者は、本件の入札参加資格を失うものとする。 対象工事：42713 久米第1汚水枝線埋設工事その4
配置予定技術者	建設業法に定める水道施設工事業に係る技術者を配置できること。 なお、請負金額が2,500万円以上となった場合においては、配置される主任技術者又は監理技術者は、専任でなければならない。 同時に複数の事後審査型制限付き一般競争入札を実施した場合であって、自社の配置可能（専任）技術者数を超える件数の落札候補者となった者は、先に入札が実施された工事に技術者を優先的に配置しなければならない。この時、当該入札以後に実施された案件で落札候補者となった場合でも、配置可能技術者数を超えているものについては、自動的に入札参加資格を失うものとする。
指名停止等について	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に掲げる者でないこと。 入札公告の日から開札日までの間において、津山市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名保留期間中でないこと。 入札公告の日から開札日までの間において、建設業法第28条第3項の規定による営業停止を受けていないこと。 会社更生法又は民事再生法の適用を申請した者にあつては、それぞれの法に基づく裁判所からの更生又は再生計画認可決定がなされていること。 破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

3 設計図書の交付等

<p>設計図書の閲覧及び取得期間</p>	<p>津山市水道局閲覧コーナーでの閲覧又は、おかやま電子入札共同利用システムを利用した閲覧及び設計図書（電子データ）の取得とする。</p> <p><u>閲覧及び取得期間</u></p> <p>平成27年8月17日(月)午前10時～平成27年8月31日(月)午後1時まで システム停止時間（毎月最終土曜日午前3時～午後7時）を除く。</p> <p>水道局での閲覧は執務時間中のみ。</p> <p>水道局窓口での設計図書（電子データを含む）の配布は行わない。</p> <p>上記取得期間中に、おかやま電子入札共同利用システムを利用して電子データ化した設計図書を取得（ダウンロード）すること。</p>
<p>設計図書等に対する質問</p>	<p>設計図書に対する質問は、津山市水道局が、FAX（持参及び電話不可）により受け付ける。回答は、津山市水道局ホームページに掲載する。</p> <p>ただし、質問がなかった場合には、ホームページ掲載等を行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質問書提出先 FAX：0868-22-9294 ・質問締切日時 平成27年8月21日（金） 午後5時15分まで ・回答日時 平成27年8月26日（水） 午前10時以降

4 入札参加表明

<p>参加表明</p>	<p>入札に参加を希望する者は、参加表明受付期間内に電子入札システムによる参加表明を行うこと。参加表明を行わない者は、入札に参加できない。</p> <p>また、参加表明を行った者が、事情により入札を辞退する場合は、必ず入札期間内に電子入札システムによる辞退の登録を行なうこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加表明受付期間 平成27年8月17日(月)午前10時から 平成27年8月31日(月)午後1時まで
-------------	--